

## 子どもに対する手当制度に関する緊急要請

我々中核市は、これまで少子化対策を最重要課題の一つとして、地域の実情に合った様々な子育て支援策を実施してきた。

平成22年度から実施している子ども手当制度については、制度設計に当たり、中核市市長会として地方の意見を十分に取り入れるよう強く要請してきたところである。

しかしながら、その費用の全額を国が負担するとされていたにもかかわらず、国が地方に対して一方的に負担を押し付けてきたことは、誠に遺憾である。

とりわけ、今回の厚生労働省案として示された子どもに対する手当制度における費用負担については、地方負担を増加させるのみならず、地方固有の財源である住民税の増収分について国が用途を限定するものであり、地方自治を担う我々としては、決して受け入れられるものではない。

については、今後の子どもに対する手当制度の設計に当たり、中核市市長会として、国に対して次のとおり強く要請する。

- 1 地方固有の財源である住民税の増収分について、その用途は、国が一方的に地方に裁量の余地のない現金給付に限定するのではなく、地方の裁量にゆだねること。
- 2 全国一律の現金給付である子どもに対する手当については、国の責任においてその費用の全額を負担すること。
- 3 子ども・子育て支援に係る国と地方の適切な役割分担について、国と地方の協議の場を早急に開催し、中核市をはじめとした地方の意見を十分に聞き、地方の意見を尊重した制度とすること。

平成23年11月21日

中核市市長会